

蕨市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蕨市水道事業給水条例（昭和38年蕨市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「しようとする」を「した」に改め、同項の表分担金の額（1給水装置につき）欄を次のように改める。

分担金の額（1給水装置につき） (円)
140,000
230,000
490,000
1,590,000
2,700,000
7,050,000
13,470,000
管理者が別に定める額

第6条の2第2項中「しようとする」を「した」に改め、同項各号中「100,000円」を「140,000円」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第24条第1項の表基本料金（1か月につき）の欄中

「
900
」を

1, 000
1, 250
9, 000
2, 400
1, 200

」

「

990
1, 100
1, 400
9, 000
2, 640
1, 320

に改め、同表超過料金（1 m³につき）の欄中

」

「

「

135
155
200
220
270

を

145
170
220
240
300

に改める。

175	190
200	220
230	250
300	330
330	360
220	240
240	260
270	300
330	360

」

」

第32条中「申し込みの際」を削り、同条各号中「とき。」を「場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第24条第1項の表の改正規定は令和8年4月1日から、第6条の2第1項及び同項の表並びに第2項の改正規定、同条第3項を削り、第4項を第3項とする改正規定並びに第32条の改正規定は同年7月1日から施行する。
(水道利用分担金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の蕨市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2の規定は、令和8年7月1日以後に新設、改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。以下同じ。）又は増設工事の申込みがなされた給水装置に係る水道利用分担金（以下「分担金」という。）から適用する。ただし、同日前に申込みがなされた給水装置の新設、改造又は増設工事が同日から同年12月31日までの間に第7条第2項の工事検査に合格しなかつた場合の当該給水装置に係る分担金の額については、改正後の条例第6条の2の規定を適用する。

3 令和8年7月1日前に口径25ミリメートルのメーターを設置していた者が、その後当該メーターの改造工事をする場合の分担金の額の算定における旧口径に係る分担金の額については、なお従前の例による。

(料金に関する経過措置)

4 改正後の条例第24条の規定にかかわらず、令和8年4月1日前から継続している水道の使用に係る料金であって、同日以後初めて確定するものについては、なお従前の例による。

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄